-参考2-6-

社会資本整備審議回・交通政策審議会 第 14 回技術部会資料より抜粋

社会資本メンテナンス戦略小委員会(第2期)で 引き続き検討すべき事項について(案)

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 社会資本メンテナンス戦略小委員会(第2期)で 引き続き検討すべき事項について(案)

社会資本整備審議会 交通政策審議会技術分科会 技術部会

1. 経緯

国土交通省では、平成 24 年7月に国土交通大臣から社会資本整備審議会及び交通政策審議会(以下、「審議会」という)に、「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」の諮問が行われた。本諮問を受け、審議会は、同年同月に社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会(以下、「技術部会」という)にこれを付託し、更に技術部会では、社会資本メンテナンス戦略小委員会(以下、「小委員会」と言う)を設置して、これまで同年8月29日開催の第1回から計9回にわたり調査審議を進め、平成25年12月25日に答申をとりまとめたところである。

小委員会においては、社会資本の維持管理・更新に関して、分野横断的な比較整理や俯瞰的な視点から今後取り組むべき事項について調査審議を行った。 答申においては国土交通省や地方公共団体等が重点的に講ずべき具体的な施策が提言されているところであり、今後、その施策の具体化に向けた検討を行う必要がある。

このため、以下の事項について引き続き小委員会において検討する。

2. 主な検討事項

- 1. 点検・診断に関する資格制度の確立
- 2. 維持管理を円滑に行うための体制、地方公共団体等の支援方策
- 3. 維持管理・更新に係る情報の共有化、見える化
- 4. メンテナンス技術の国際化

3. 審議のスケジュール

平成26年度中を目途に議論の結果をとりまとめる。

1. 点検・診断に関する資格制度の確立

答申における「資格制度」に関する記載内容

- ▶ 点検や診断、設計等に関する<u>資格制度の確立を</u>図り、<u>民間資格の評価・活用あるいは新たに必要な資格について検討</u>を行う。
- トリップを表示して、

 <u>民間資格を公的に評価する機関の設置</u>や、当該機関により認められた資格の取得者にこれらの業務を履行させることを推進するなど、

 点検や診断に関する資格に対して、一定の水準の確保とともにその活用のあり方について検討する。

資格制度の導入イメージ(案)

▶ 資格の評価認証機関を設置し、技術水準を満たす民間資格の評価・認定を行う。

①: 各施設分野、業務分野ごとに必要な能力・技術一覧の整理

		道路		河川			○○(その他分野)	
	7	橋梁等ト	ンネル	河道、堤防	水門	ダム	00	00
		\ a\ \#\(\pi\)	••	•••	•••	•••	•••	• • •
点	(使]	橋梁点検を行うに当たり、橋梁点検 要領に基づいた点検を確実且つ効率 的に行う為に必要な技術						
診設	断							



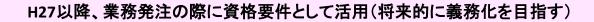
でメ

の議論

制度構築メンテ小委を踏まえ

②: 国が定めた必要な能力・技術を満たす資格を、評価認証機関により評価・認定

	道路		河川			○○(その他分野)	
	橋梁等	トンネル	河道、堤防	水門	ダム	00	00
	·OO技能士	〇〇技能士	〇〇技能士	〇〇技能士	·OO技能士	〇〇技能士	〇〇技能士
点検	・〇〇点検士	・〇〇点検士	・〇〇点検士			• • • • • • • • • • • • • • • • • •	·〇〇点検士
診断設計	·〇〇技術士 ·〇〇診断士	·〇〇技術士 ·〇〇診断士	·〇〇技術士 ·〇〇診断士			·〇〇技術士 ·〇〇診断士	·〇〇技術士 ·〇〇診断士



検討内容(案)

- 各施設分野、業務分野ごとに必要な能力・技術一覧の整理
- ▶ 国が定めた必要な能力・技術を満たす資格を、<u>評価認証機関により評価・認定するための方向性の整理</u>

2. 維持管理を円滑に行うための体制、地方公共団体等の支援方策

答申における「体制、地方公共団体等の支援方策」に関する記載内容

- 社会資本の維持管理・更新に係る問題が各方面で顕在化しており、戦略的な維持管理・更新の確実な実施が喫緊の課題
- ▶ 中小規模の自治体では、財政的問題に加え、技術力不足や人材の確保・育成が課題
- 国土交通省は、全ての管理者の模範となるよう率先した取組を行うとともに、社会資本の大部分を管理する 地方公共団体への積極的な支援に努め、所管する全ての社会資本の維持管理・更新が適切に行われるよう、誘導していくことが期待される。

検討内容(案)

▶ 地方公共団体等の支援方策

技術支援として、TEC-FORCE等を参考に、専門の技術者から構成される組織等支援体制の検討 代行措置として、海外の事例(韓国KISTEC等)を参考に、個別法(道路法、河川法、港湾法等)を踏まえた

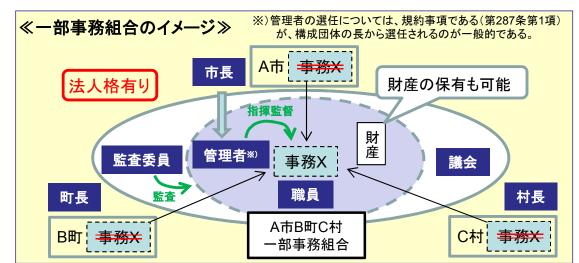
仕組みの整理

▶ <u>地方公共団体等の維持管理体制</u>

地方自治法に規定されている事務の連携 タイプを参考に、連携タイプのメリットデメリット 整理とメニュー提案

等

- •協議会
- ・機関等の共同設置
- ・事務の委託
- •一部事務組合



3. 維持管理・更新に係る情報の共有化、見える化

答申における「情報の共有化、見える化」に関する記載内容

- ▶ 今後、更に老朽化した施設の増加が懸念されることを踏まえ、<u>国民の理解を深め、協力を促すことが必要</u>
- ▶ 維持管理の実施状況や施設の健全性等の実態についての「見える化」を推進
- ▶ 社会資本の管理者等のより効率的な施設管理手法の実現、社会資本の現状についての国民の理解と協力 促進、民間や大学等の研究機関における技術開発の促進などを図る「社会資本情報プラットフォーム」を構築

検討内容(案)

(1): 国民への)情報提供・見える化	※研究・産業目的の	利用以外
			11/11/20/1

- □ 一般国民の関心が高い維持管理・更新に関する情報とは何か
- □ 一般国民の理解促進に資する情報とは何か
- □ 情報の分野横断的な見せ方
- ②:研究・産業界に向けた情報提供・共有化
- □ 国内外の先駆的な取り組み事例の紹介
- □ 研究・産業界が関心のある情報の整理
- □ 新技術開発に有用な情報の提供のあり方



維持管理・更新に係る情報の適切な共有・見える化のあり方について整理

4. メンテナンス技術の国際化

答申における「技術の国際化」に関する記載内容

- 地球温暖化対策の研究に資するデータを継続的に蓄積して活用することなどにより、我が国の安全・安心や豊かな暮らしの実現に貢献するとともに、更に当該技術の海外展開を図ることにより、我が国の経済成長や地球規模の課題解決に寄与していくことが可能であると考えられる。
- ▶ 地域の活力の維持、社会の低炭素化など環境の保全、景観や<u>国際競争力の強化等の新たなニーズに対応するため、社会資本の更新の機会等を捉え、積極的な社会資本の質的向上のための取組を実施すべき</u>である。
- ▶ 技術開発成果の基準化、標準化された技術の海外への展開、海外との技術的な交流を推進することにより、 我が国の技術における国際競争力を高めるべきである。あわせて、海外の先進的な技術について、国内で 展開するための体制を整えるなどにより、我が国の技術の向上をより一層図るべきである。更には、今後、 社会資本の老朽化に伴い、我が国と同様に維持管理・更新に関する様々な課題に直面することが想定される新興国に対し、技術的な支援等を行うことについても検討するべきである。

今後の可能性・検討内容(案)

- ▶ 開発された技術(点検・診断技術、修繕・更新時期予測技術、耐久性素材、等)については、国際的にも二一 ズが高いものと考えられる。
- ▶ これらの技術の国際標準化が進めば、我が国のインフラ輸出における有効なツールとなり得る。
- ▶ 技術の国際標準化を目指す上での課題、国際連携のあり方(特に、東南アジア諸国を中心とした新興国との連携)、必要となる体制等についてとりまとめる。